

「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について

(趣旨)

制度設計専門会合での整理を踏まえ、JEPX のスポット市場価格を参照して電気料金単価を変動させる料金メニュー（以下、「市場連動型料金メニュー」という。）の説明・情報提供について「電力の小売営業に関する指針」（以下、「本指針」という。）の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議をいただきたい。

主なポイント

1. 経緯

市場連動型料金メニューについては、2020年度冬期のスポット市場価格の高騰に伴い、電気料金が高額となる事象が発生し、事務局の窓口には、需要家から多くの相談が寄せられた。

これを踏まえ、事務局が、市場連動型料金メニューを提供している小売事業者に対し、需要家への説明・情報提供の状況について実態把握を行ったところ、全ての事業者が料金の算出方法を説明しており、誤解を招くような説明は見受けられなかった一方、説明の分かりやすさについては事業者によって差が見られる結果となった。

制度設計専門会合（第63回会合〔7/30開催〕及び第64回会合〔8/31開催〕）において、事務局から実態把握の結果を報告するとともに、市場連動型料金メニューの説明・情報提供の在り方について、需要家の理解促進の観点から、本指針に追加的な整備を行う方向性について議論が行われ、以下のとおりとりまとめられた。

2. 本指針の改定に係る制度設計専門会合からの報告

実態把握の結果、需要家に対して、誤解を招くような説明等の問題となる行為は確認されなかったが、市場連動型料金メニューについては、電気料金が高騰するリスクもあるため、需要家がそのメリット・デメリット等について、十分に理解をしたうえで選択することが重要との観点から、市場連動型料金メニューの契約前説明や契約後の情報提供について、本指針については次の改定を行うべき旨が整理された。

1) 契約前説明について

- メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることの明確化を行う。
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載。

2) 契約後の情報提供について

- 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなど、電気料金に関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載。

3. 今後の対応（案）

1) 経済産業大臣への建議

以上の点に係る改定が必要と考えられるため、資料6－1のとおり、本指針の改定案に

ついて経済産業大臣に建議することとしたい。

2) 市場連動型料金メニューに係る監視・フォローアップ

前記3. 1)に加え、本指針の改定後、事務局として以下の対応を取ることとした
い。

【基本的な対応】

需要の高まる夏季及び冬季を念頭に、半年に1回など定期的に以下の対応を取る。

- ① 市場連動型料金メニューを販売している小売電気事業者の特定。
- ② 当該メニューの需要家件数や料金体系などの販売状況の調査。
- ③ 今回の改定内容に対する遵守状況の確認。

【市場高騰時の対応】

市場連動型料金メニューを販売している小売電気事業者に対し、以下の対応を取る。

- ① 需要家への対応状況について随時確認。
- ② 電気料金に関する情報提供の充実等適切かつ柔軟な対応を行うよう必要に応じた要請を実施。

経 済 産 業 省

20210913電委第1号

令和 3 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

平成28年1月に制定された「電力の小売営業に関する指針」（以下「本指針」といいます。）に関しては、電気料金が高騰するリスクもある市場連動型料金メニューのメリット・デメリット等について、需要家が十分に理解をしたうえで選択することが重要であることから、契約前の説明や契約後の情報提供の在り方について、見直しを行う必要があります。

ついては、電力の適正な取引の確保を図るため、本指針につき別添の事項の改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

電力の小売営業に関する指針 改定事項

- メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることの明確化を行う。
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載する。
- 翌日の電気料金単価を需要家が確認できる仕組みを導入するなど、電気料金に関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載する。

市場連動型小売電気料金の説明・情報提供について

第63回 制度設計専門会合
事務局提出資料

令和3年7月30日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

検討の経緯・背景

- 自由化以降、さまざまな電気料金メニューが提供されている。
- そのうち、スポット市場価格に連動して電気料金単価が変動する料金メニュー（市場連動型料金メニュー※）については、2020年冬のスポット市場価格の高騰に伴い、電気料金が高額となる事象が発生。
- このことについて、電力・ガス取引監視等委員会（以降、「委員会」という）には、需要家から多くの相談が寄せられ、中には、“事前に十分な情報提供がなかった”や“具体的なリスクの説明がなかった”などの声もあった。
- これを踏まえ、委員会では、小売事業者による需要家への説明・情報提供の状況について実態把握を行った。
- 今回は、実態把握の結果をご報告するとともに、対策の必要性等について、ご議論いただきたい。

※市場連動型料金メニュー

- 大手電力が提供する料金単価固定のメニューとは異なり、JEPXのスポット市場価格を参照して料金単価を変動させる料金メニュー
- 後述の事業者ヒアリングによれば、当該メニューの需要家件数は約69万人(全契約数の約0.78%)(2021年2月時点)

<主な種類>

- ① コマごとの市場価格に基づいて、翌日の電気料金単価を算定するもの。
- ② 直近複数月の市場価格平均に基づいて、各月の料金単価を算定するもの。
- ③ 市場価格が一定の価格帯（例. 6～15円）をはみ出た場合、はみ出た分を基準単価（例. 10円）に上乗せ、または、割引くもの。

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会「2020年冬期スポット市場価格の高騰について(’21年4月28日)」 関連部分抜粋

7. 小売電気事業者における需要家への対応の在り方

1) 市場連動型料金等の説明・情報提供の在り方

2016年度の小売全面自由化により、電気料金に関する規制は原則撤廃され、小売電気事業者は自由に料金を設定して提供できるようになり、また、需要家はその中から自らの意思で選択できるようになった。

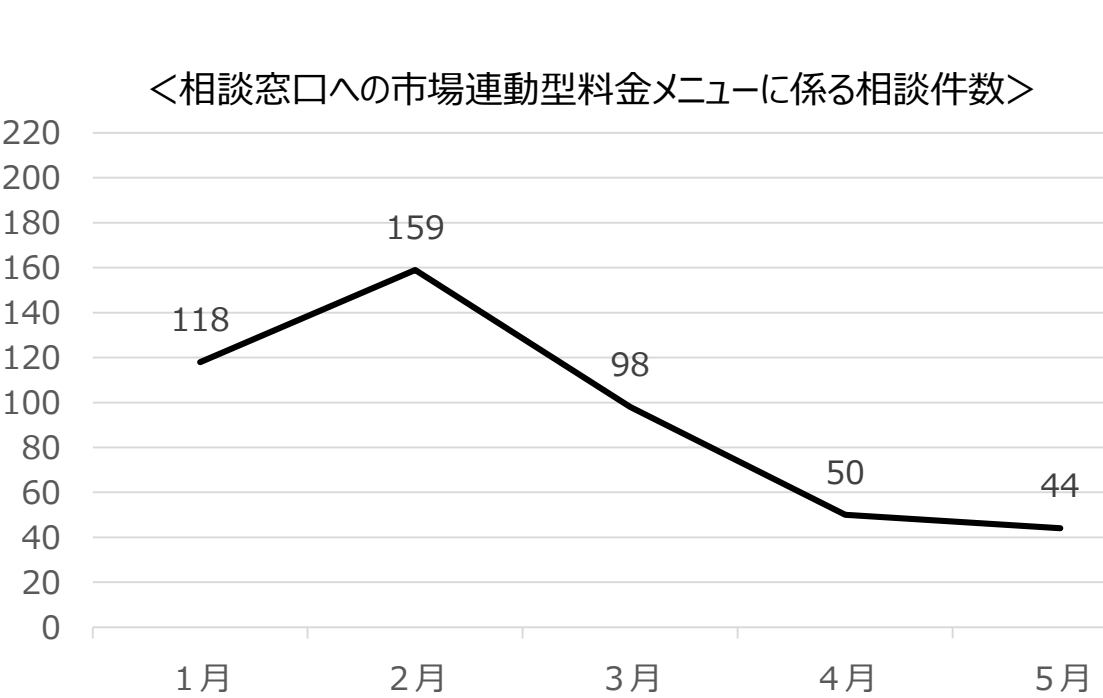
その後実際に、多くの事業者が小売電気事業に参入し、さまざまな料金メニューが提供されるようになってきているが、その中には、スポット市場価格に連動して小売電気料金変動する料金メニューもあり、一部の需要家はこうしたメニューを選択していた。

今冬のスポット市場価格が高騰した期間においては、こうした市場連動型料金メニューにおける小売電気料金は高額となったが、これについて、事前に十分な情報提供がなかったなどの需要家からの相談が電力・ガス取引監視等委員会にも多くあったところである。

こうしたことを踏まえ、小売事業者による需要家への説明・情報提供の状況について実態把握を行い、それを踏まえて指針の改定等の追加的な対策の必要性について検討を行う。

電力・ガス取引監視等委員会に寄せられた相談の概要

- スポット市場価格の高騰を受け、電取委の相談窓口には、市場連動型料金メニューに関する相談が延べ約 4 7 0 件寄せられた（本年 1 月～ 5 月）。
- 相談内容としては、「高額な請求がきたが、どうしたらよいか」が最も多く、次いで「解約・スイッチングしたいが、どうしたらよいか」が多かった。また、「リスクの説明がなかった」という相談も一定数見られた。
- 委員会事務局は、これらの相談に対し、解約・スイッチングの方法を丁寧に案内するとともに、案件の内容に応じ、事業者に対して丁寧な対応を要請。
- その後、これらのメニューを提供する事業者の多くにおいて電気料金の分割払いを可能にする等の対応がとられたこともあり、需要家からの相談は収束した。



＜相談内容の分類ごとの総数＞

相談内容の分類	相談総数
高額な請求がきたが、どうしたらよいか	3 2 1
解約・スイッチングしたいが、どうしたらよいか	1 0 7
政府は何か対応するのか	7 7
リスクの説明がなかった	7 2
その他	4 6
事業者と連絡がつかない、どうしたらよいか	3 9
電気料金がどれくらいになるのかわからず、どうしたらよいか	5

注：一つの相談内容が2つ以上の分類に該当する場合は、それぞれの分類に1つつカウントしているため、正味の相談件数とは差異が生じている。

事業者の説明状況に関する調査の実施

- 前述のように多くの相談が寄せられたことを踏まえ、電取委事務局は、本年 1 月から 6 月にかけて、市場連動型料金メニューを提供している小売電気事業者（20社）に対し、需要家への“契約前の説明”や“契約後の情報提供”等について、実施状況をヒアリング等により調査した。

調査の概要

➤ 対象事業者：

令和3年1月時点において、市場連動型料金メニューを提供している小売電気事業者（20社）。

➤ 調査内容：

各小売電気事業者に対して、需要家への“契約前の説明”、“契約後の情報提供”や相談等問い合わせ対応の状況について、ヒアリングを実施。

ヒアリングに際しては、口頭のみならず、当該事業者の約款や重要事項説明書等の資料提出を依頼し、市場連動型料金メニューに係る各種資料・書類での表示状況についても確認。

相談等問い合わせ対応の状況については、需要家へより丁寧な説明を行うよう要請を行うとともに、時間を置いて再度ヒアリング調査を行い、実施状況をフォローアップ。

調査結果①：契約前の説明について

- 市場連動型料金メニューを提供している小売電気事業者（20社）の契約前の説明の状況は以下のとおりであった。
- 全ての事業者が、料金の算出方法を説明しており、誤解を招くような説明は見受けられなかった。
- 説明のわかりやすさについては、事業者によって差が見られた。

市場連動型料金メニューを提供する事業者（20社）の“契約前の説明”の状況

- 全ての事業者が、電気料金単価が市場価格に連動する点を含め、料金の算出方法を説明していた。誤解を招くような説明は見受けられなかった。
- 一部の事業者は、電気料金が高騰する可能性について、具体例を示しつつわかりやすく説明していた。

例①：過去（2018年）において価格が高騰した際の市場価格（100円台）や、夏・冬に市場価格が高くなる趣旨を資料上に明記。

例②：価格が高騰した場合の電気料金の推移を契約前にシミュレーションで情報提供。

調査結果②：契約後の情報提供について

- 市場連動型料金メニューを提供している小売電気事業者（20社）の契約後の情報提供の状況は以下のとおりであった。
- 全ての事業者において、最低限の情報提供が行われていた。
- 事業者によっては、より丁寧に情報提供を行っていた者もあった。

➤ 全ての事業者において、小売営業GL（1-(1)-ア）に記載されている“料金請求の根拠を示さない行為”や“誤解に基づく選択を招くような行為”は確認されなかった。また、委員会からの要請※に応じ、市場高騰の状況や自社の電気料金への影響について、対面、電話、メールやウェブページへの公表といった様々な手法で“契約後の情報提供”を実施していた。

※：委員会は、1月29日以降、法に規定する苦情等処理義務の履行や積極的な情報提供の実施を繰り返し要請。

➤ 一部の事業者の中には、

- ・ 委員会からの要請に先んじて情報提供を実施していた者や、
- ・ メールやウェブページといったネットによる情報発信に加えて、積極的に、個別訪問や電話によって情報提供を実施している者など

需要家に対する丁寧な説明を行う者もみられた。

（参考）契約前の供給条件の説明義務（電事法第2条の13）に関する対応状況の例①

※文章中の下線は事務局において引いたもの。 ※一部の名称等記載については、個社特定への配慮のため、グレー塗りにより伏せている。
※ 6月末時点では、高騰を踏まえ、文言等が多少変化している。

【A社の重要事項を説明する資料より抜粋】 ※メリット・デメリットの双方を示していない事例

料金について

の電気料金プラン及び料金は、上記のように「電力調達費」「託送料」「再エネ賦課金」「事業運営費」によって決定されます。

詳しくは、電気需給約款〔低圧〕（14 電気料金）をご参照ください。

弊社は、安定した経営の上、100%自然エネルギーの世界を目指していくため、また、市場価格が本来の適正価格であるはずとの考えのもと、の電気料金（税込）のうち、「電力調達費」は、市場価格（JEPX（卸電力取引所）における価格：<http://www.jepx.org/market/>）にて計算しております。電力調達費の単価は、請求月によって異なりますので、予めご了承ください。

他社との比較のため、便宜的に、毎月固定でいただく「基本料金」と電気を使った分としていただく「従量料金」（再エネ賦課金は除く）に分けた場合の目安は以下の通りです。

(参考) 契約前の供給条件の説明義務（電事法第2条の13）に関する対応状況の例②

※文章中の下線は事務局において引いたもの。

【B社の市場連動型の特性を説明する補足資料より抜粋】 ※**メリット・デメリット**の双方を示している事例

市場連動型プランのメリット・デメリット

市場連動プランは電気の市場価格と連動するため、市場の価格変動の影響を直接受けます。市場連動型プランを検討するにあたって、きちんと市場連動型プランのメリットとデメリットを理解しておきましょう。



メリット① 単価が安い

市場の変動具合と電力会社が手数料をいくら乗せるかにもよりますが、市場連動型プランの従量単価は年間を通せば一般的な電気料金プランよりも安くなりやすいです。



メリット② 節約効果大きい

従量電灯プランではいつ節約をしても単価が固定のため節約効果は限定的ですが、市場連動型プランの場合単価が高い時間帯に節電することにより大きな節約効果を生むことが出来ます。



メリット③ 環境意識の向上

普段はほとんど気にかけることがないであろう国内の電力需要。脱炭素社会に向けて、日々の電力需要を意識することが利用者の環境意識の向上に繋がると私たちは考えています。

【デメリット】

市場連動型プランのデメリットは、市場の影響を直接受けることによる変動リスクです。年間を通せば安定はしているものの、夏場など一時的にスポットプライスが高騰した場合、電気代がその時期は割高になる可能性があります。市場連動型プランを検討する際は、変動リスクを理解した上で、年間を通したメリットを見ていただく必要があります。

(参考) 契約前の供給条件の説明義務（電事法第2条の13）に関する対応状況の例③

※文章中の下線は事務局において引いたもの。

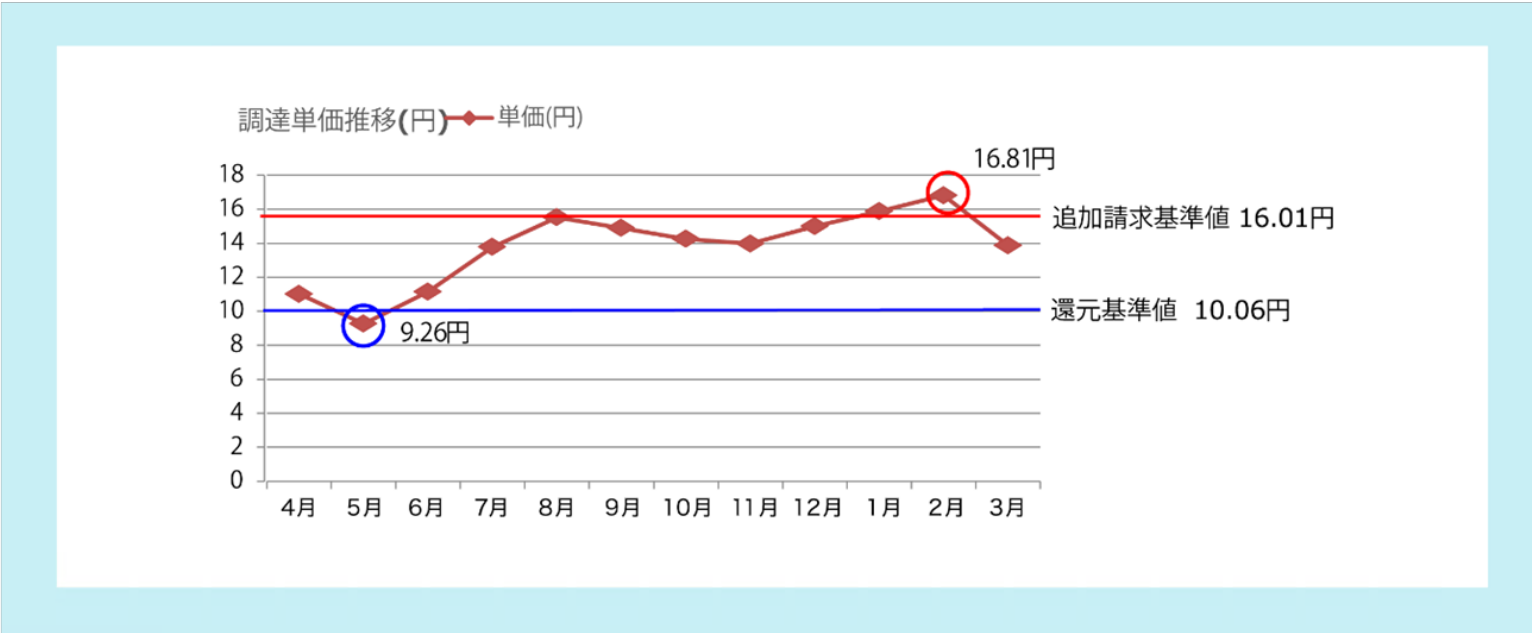
【E社の重要事項説明書等資料より抜粋】 ※メリット・デメリットの双方を示している事例

5-2. 調達調整費
各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間における各地域のエリアプライス平均値に応じて、当社が別途定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。調達調整費の詳細は電気供給約款をご参照ください。ただし、供給開始日から3度目の検針日（なお、供給開始日と同日の検針日は1度目に数えません。）の前日までの期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。



具体例

下図は調達単価を例示した1年間のグラフとなります。調達単価は下図のとおり毎月変動いたします。
各月の調達単価が、上記に記載した「追加請求基準値」を上回る場合、または「還元基準値」を下回る場合に、ご請求金額に影響が出て参ります。
なお、「追加請求基準値」または「還元基準値」はエリアごとに異なります。例えば、追加請求基準値を、調達単価が上回った場合、その分だけお客様へのご請求額が加算されます。一方で、還元基準値を下回った場合、その分だけお客様へのご請求額は差し引かれます。



市場連動型小売電気料金の説明・情報提供のあり方について

- 太陽光や風力などの変動性再エネ電源が今後さらに拡大する中、効率的に系統の需給バランスを確保するためには、系統全体の需給に応じて需要家が電力消費量を調整する取組が今後さらに重要になる。
- 需要家におけるこうした取組を促進していく観点からは、小売電気事業者が、卸市場価格に連動する小売料金を提供して需要家にインセンティブを与えつつ、需要家の消費量調整を支援するサービスを提供する、といった動きが拡大することが期待される。
- 他方で、市場連動型の小売料金については、価格が高騰するリスクもあることから、需要家がそのメリット・デメリット等について、誤解することなく十分に理解をしたうえで選択することが重要。
- こうした観点から、小売営業GLにおいて、市場連動型小売料金の契約前後の説明や契約後の情報提供のあり方を、次ページの通り、より明確に記載することについて、ご議論いただきたい。

小売営業ガイドラインの改定の方向性（市場連動型料金に関する記載の充実）

- 市場連動型の小売料金については、価格が高騰するリスクもあることから、需要家がそのメリット・デメリット等について、十分に理解をしたうえで選択することが重要。
- こうした観点から、小売営業GLにおいて、市場連動型小売料金の契約前説明や契約後の情報提供について、以下のようにより明確に記載することとしてはどうか。

小売営業ガイドラインの改訂の方向性（案）

1) 契約前説明について

- メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることを明確化
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載。

2) 契約後の情報提供について

- 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなど、電気料金に関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載。

※こうした改訂とあわせて、電取委から各事業者に対し、望ましい行為に記載した事項を実施するよう要請することとしたい。

(参考) 現行規定の整理

- 現行の電気事業法及び小売営業GLにおいては、料金に関する説明・情報提供の在り方として、算出方法の説明を求めている。

【電気事業法 関連部分抜粋】

(供給条件の説明等)

第二条の十三 **小売電気事業者**及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

※電気事業法施行規則（**経済産業省令**）※

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。（略）

一～六 （略）

七 当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

(苦情等の処理)

第二条の十五 **小売電気事業者は**、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(参考) 小売営業GLを改定する場合のイメージ①

● 「問題となる行為」の改定イメージ（改定箇所：赤字）

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア 問題となる行為

i) ～ ii) 略

iii) 小売供給に係る料金についての需要家の誤解を招く説明 **【新設】**

前記 ii) のとおり、小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約の締結等をしようとするときは、当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）の説明をしなければならない（電気事業法第2条の13第1項及び施行規則第3条の12第1項第7号）。

このときに、小売電気事業者が、需要家に対し、当該小売供給に係る料金について虚偽の事実を告げるなど、需要家の誤解を招く説明によって自己のサービスに誘導しようとすることは、需要家の誤認に基づく選択を招くものであり、上記説明義務に違反する。

特に、小売電気事業者等が、市場連動型料金メニューを内容とする小売供給契約の締結等をしようとする場合に、需要家に対し、市場連動型料金メニューのメリット（料金が安くなること等）のみを告げ、デメリット（料金が高騰する可能性があること等）を告げないことは、需要家の誤解を招く説明に該当し、上記説明義務に違反する。

(参考) 小売営業GLを改定する場合のイメージ②

● 「望ましい行為」の改定イメージ（改定箇所：赤字）

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 一般的な情報提供

ア 問題となる行為 略

イ 望ましい行為

i) ～ vi) 略

vii) 市場連動型料金メニューにより小売供給を行う際の実施 **【新設】**

小売電気事業者が、市場連動型料金メニュー（日本卸電力取引所の取引価格に連動する形で電気料金単価を定めるメニューをいう。以下同じ）に基づいて小売供給を行う場合には、需要家が電気料金の見通しを持つことがより容易になるよう、適用される電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなどが望ましい。また、市場高騰時には、電気料金への影響について、より積極的な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

イ 望ましい行為

i) ～ iii) 略

iv) 市場連動型料金メニューを内容とした小売供給契約の締結をする際の情報提供 **【新設】**

小売電気事業者等が、市場連動型料金メニューを内容とする小売供給契約の締結等をしようとするときは、需要家に対し、当該小売供給に係る料金が大きく変動したり、高騰したりする可能性があることを、市場価格が大きく変動した過去の事例等を用いるなどして、わかりやすく説明することが望ましい。

市場連動型小売電気料金の 説明・情報提供について②

第 6 4 回 制度設計専門会合
事務局提出資料

令和 3 年 8 月 3 1 日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日ご意見いただきたいこと

- 前回（7 / 30）の本会合では、市場連動型料金メニュー注の説明・情報提供のあり方について、需要家の理解促進の観点から、電力の小売営業に関する指針（以下、「小売営業GL」）に追加的な整備を行う方向性についてご議論いただき、事務局案にご賛同いただいたところ。

注：料金単価固定のメニューとは異なり、JEPXのスポット市場価格を参照して料金単価を変動させる料金メニュー

- その際、小売営業GLの改定内容について、事務局から小売電気事業者に対して遵守するよう要請を行った後、各者の対応状況の調査を期待する旨のご意見をいただいた。
- そのため、小売営業GL改定後は4ページの内容のとおり、市場連動型料金メニューに係る監視・フォローアップを実施することとしたく、ご意見をいただきたい。

(参考) 第63回制度設計専門会合(7/30)における主な御意見

- 市場連動型商品の状況について調査いただいたこと、どうもありがとうございます。(略) 小売ガイドラインへの条項の追記についても基本的に賛成いたします。これによって事業者の責任の自覚と意識の向上につながること、(略) ここに書くことが要請にもつながるというのは非常に期待するところで、とてもよい取組ではないかと思います。
- そこまで考えずに契約してしまった需要家さんも多くて、いろいろな批判が、特にこの市場高騰と相まって批判されてしまったのかもしれませんが、今回このようにきちんと制度設計専門会合で情報提供の在り方として調査していただいて、「問題となる行為」「望ましい行為」と整理していただいたのは非常にありがたいなと思います。
- 「望ましい行為に記載した事項を実施するよう要請することとしたい」という、これがどのくらい実効性を持つことになるのかというのは気になるところで、(略) 特に翌日の電気料金単価を確認できる仕組みの導入というのは、需要家さんにとって特に値段が上がってくるような局面では重要で、(略) ぜひその辺りの確認、要請したことに対する対応結果も今後併せて調査していただければなと思いました。
- 今回の経験を経て、なお市場連動型小売料金を選択される需要家もおられると思いますが、それはまさに需要家にとって選択肢が多様であることの価値を示すものであり、電力小売全面自由化の目指すところであろうと思います。
- 市場連動料金は、この今冬の価格高騰で少しネガティブな捉え方をされてしまった部分はあると思うのですが、今後、需要家側の需要の柔軟性を活用していくためには非常に重要なメニューになると思いますので、ここは丁寧な、この小売ガイドラインの充実とともに、決して選択肢から落とすことのないようにしていただければなと思いました。

市場連動型料金メニューに係る監視・フォローアップについて

- 前回会合のご意見も踏まえ、市場連動型料金メニューへの理解を促しつつ、普及を図る観点から、以下のように基本的な対応をとることとしたい。なお、市場高騰時には、よりきめ細やかに対応し、小売電気事業者に対しては、状況に応じた適切かつ柔軟な対応を行うよう要請していくこととしたい。

【基本的な対応】

- 需要の高まる夏季及び冬季を念頭に、半年に1回など定期的に、市場連動型料金メニューを販売している小売電気事業者の特定および契約件数や当該メニューの料金体系などの販売状況の調査を行うとともに、今回の改定内容である以下について、遵守状況を確認していくこととしたい。

〔契約前の説明について〕

- メリットしか説明しないような誤解を招く説明を行っていないか。（問題となる行為）
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明しているか。（望ましい行為）

〔契約後の情報提供について〕

- 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入するなど、電気料金に関する情報提供の充実を図っているか。（望ましい行為）

【市場高騰時の対応】

- 市場高騰時には、市場連動型料金メニューを販売している小売電気事業者に対し、需要家への対応状況について随時確認を行い、電気料金に関する情報提供の充実等適切かつ柔軟な対応を行うよう必要に応じた要請を実施していくこととしたい。

※監視の実施にあたっては、引き続き、国民生活センターとの連携も図っていく。

(参考) 市場高騰時における国民生活センターとの連携

- 電力・ガス取引監視等委員会事務局による消費者向けのプレスリリースを国民生活センターのHPにも掲載（2021年1月29日 ※電取委事務局によるプレスリリースと同日）。
- また、市場連動型料金メニューに関して、国民生活センターに相談が寄せられた際は、委員会の相談窓口を紹介するよう要請。



独立行政法人
国民生活センター
NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN

● 本文へ

● 採用情報 ● English ● サイトマップ

検索

注目情報

相談事例

相談・紛争解決
／情報受付

研修・相談員資格
／研修施設

ライブラリ

当センターについて

現在の位置: [トップページ](#) > [ライブラリ](#) > [国・地方からの情報](#) > [中央省庁からの情報](#) > 「市場連動型」の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ～電力のスポット市場価格の高騰に伴う注意喚起について～

「市場連動型」の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ～電力のスポット市場価格の高騰に伴う注意喚起について～

発表省庁
経済産業省

情報掲載先
「市場連動型」の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ～電力のスポット市場価格の高騰に伴う注意喚起について～[PDF形式] (電力・ガス取引監視等委員会)

発表月
2021年1月

問い合わせ先
本文中に記載

[中央省庁からの情報ページへ](#)

ライブラリ

[国民生活](#)
[消費生活年報](#)
[調査研究](#)
[出版物の紹介](#)
[消費者教育用教材](#)

[国・地方からの情報](#)
[回収・修理、払戻し等](#)
[メールマガジン](#)
[消費生活関連リンク集](#)

 **相談したい**
(消費生活センター等一覧)

 **テーマ別特集**
(ネットトラブル、高齢者被害…)

 **身近な消費者
トラブルQ&A**



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2021年1月29日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Trading Monitoring Committee

「市場連動型」の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ
～電力のスポット市場価格の高騰に伴う注意喚起について～

電力のスポット市場価格の高騰により、市場連動型の料金プランを契約している場合には、皆様の電気料金にも影響が及ぶ可能性があります。御契約の料金プランについては、小売電気事業者から提供された資料等に記載がありますので、よく御確認ください。

経済産業省では、こうした市場連動型の料金プランを提供している小売電気事業者に対し、この度、電気料金負担が激変しないよう柔軟な対応を要請いたしましたので、支払いにお困りの場合には、契約中の小売電気事業者によく御相談ください。電力・ガス取引監視等委員会では相談窓口を設置して、消費者の皆様からの御相談に応じております。

1.御自身の契約内容を確認してください
電力のスポット市場価格の高騰により、市場連動型の料金プランを契約している場合には、皆様の電気料金にも影響が及ぶ可能性があります。御契約の料金プラン(料金の算出方法)については、小売電気事業者から提供された資料等に記載がありますので、よく御確認ください。なお、「市場連動型」と記載されていない場合でも、「調整費」等の項目で、市場からの電力の調達費用が料金に反映されるプランもありますので、分かりにくい場合には、契約中の小売電気事業者にお問合せください。

2.市場連動型の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ
経済産業省では、市場連動型の料金プランを提供している小売電気事業者に対し、これまで消費者の皆様への適切な情報提供を要請しておりました。この度、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、需要家の皆様の電気料金負担が激変しないよう、柔軟な対応を要請しております。支払いにお困りの場合等には、契約中の小売電気事業者によく御相談ください。

3.契約の切替を予定されている方
電力契約を切り替えるためには、新しく契約をしたい小売電気事業者へ電話やインターネットで申込みをすればよく、現在契約中の小売電気事業者に連絡をすることは必須ではありません。

①氏名、②住所、③現在契約中の小売電気事業者が発行している契約者番号、④供給地点特定番号を御準備いただくと円滑に手続が可能です(③、④は、小売電気事業者から送付された契約書面、振込通知、検針票等に記載されております)。

(参考) 小売営業GLの改定の方角性 (市場連動型料金に関する記載の充実)

- 市場連動型の小売料金については、価格が高騰するリスクもあることから、需要家がそのメリット・デメリット等について、十分に理解をしたうえで選択することが重要。
- こうした観点から、小売営業GLにおいて、市場連動型小売料金の契約前説明や契約後の情報提供について、以下のようにより明確に記載することとしてはどうか。

小売営業ガイドラインの改訂の方角性 (案)

1) 契約前説明について

- メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることを明確化
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載。

2) 契約後の情報提供について

- 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなど、電気料金に関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載。

※こうした改訂とあわせて、電取委から各事業者に対し、望ましい行為に記載した事項を実施するよう要請することとしたい。